

社會主義勞動組合ノ統一等々努力シツ、アル 過去十數年間ニ
 亘ル我國勞動組合ノ離合集散ハ政治的意見ノ相違或ハ組合幹部
 間ノ感情對立ガアツタ如斯影響ヲ受ケタ諸團體ハ最近空理的議
 合論カラ實質的結合ヘノ實踐過程ヲ微細ニ檢討シツ、アル 而
 シテカ、ル傾向ハ質的要件ニ重大性ヲ置キ統一ニ邁進セントシ
 テ居ル 近來益々加重シツ、アル社會狀況勢ノ逼迫ハ既成勞動團
 體ノ運動方針ニ或ハ組合指導理論ノ上ニ相當變化シテ居ル 然
 シ同盟ノ立場カラ見テ全國體ノ合同氣運ハナイ、日本主義團體
 ハ本同盟ト國家觀ニ於テハ同一ダガ彼等ハ階級闘争ヲ放棄シテ
 居ルカラ合同ノ可能性ガ少ナイ、日本勞動組合會議ハ客觀的狀
 勢ノ變化ニ伴テ其指導方針ハ國情ニ即シタ現實的ニナツタシ國
 家的、民族的、意識昂揚ノ政策ガ加味セラレタ、無產階級ノ生
 活ヲ擁護スル立場カラ見テ比較的一致スル點ガアル、合法左翼
 トハ全々一致セナイ、彼等ハ吾々ニ對シテ反動フアツシヨト申

傷シテ居ル カク云ヘバトテ組合會議ト直チニ協力出來ナイガ
 同一步調ヲトル上ニ近イヨウナ感じガスル、勿論我々ノ態度ハ
 國家無視ノ共產主義ヲ排スルコト、資本主義ノ根本的改革ヲ目
 的トスルコト、天皇ト民族ノ絶對性ヲ容認スルコト等デアル

實行方法

- 1、労働組合戦線統一委員會ヲ設置スルコト
- 2、統一委員會ハ中央委員會ノ統制ヲ受ケ委員ハ大會ニ於テ選
 出スルコト

- 3、具体的統一諸方針ニ關シテハ當委員會ニ於テ審議スルコト

森永六郎（大阪）

私ハ本案ニ賛成スルモノデアルガ組合ノ分裂ハ指導精神ノ相違
 或ハ幹部ノ感情對立ニアルコトハ勿論デアルガ、幹部ガ資本家
 ノ走狗トナリツ、アリ此點充分考慮セラレンコトヲ望ム

第十一號議案